

令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

1 令和4年度決算における健全化判断比率の状況

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度 (A)	—	—	8.7	—
令和3年度 (B)	—	—	8.6	1.7
増減 (A)-(B)	—	—	0.1	△1.7
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

2 令和4年度決算における資金不足比率の状況

(単位：%)

	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
令和4年度 (A)	—	—
令和3年度 (B)	—	—
増減 (A)-(B)	—	—
経営健全化基準	20.0	

3 健全化判断比率の推移

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	9.1	8.7	8.6	8.7
将来負担比率	—	—	1.7	—

(単位：千円)

標準財政規模	2,046,439	2,133,396	2,324,775	2,308,944
うち臨時財政対策債	53,222	51,806	66,152	17,028

◎用語の解説

- ・実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・連結実質赤字比率
全ての会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の合計から実質黒字及び資金剰余の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ・将来負担比率
一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ・資金不足比率
公営企業ごと資金の不足額の事業の規模に対する比率(黒字、資金剰余の場合は指標なし)
- ・標準財政規模
普通交付税の算定の仕組みを通じて計算される、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源
(標準税収入) + (地方譲与税等) + (普通交付税) + (臨時財政対策債)

4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

(単位：千円)

区 分	実質収支額／資金不足・剰余額				摘要
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
(1) 一般会計	52,739	36,284	140,852	201,496	
(2) 特別会計	4,637	3,627	4,730	4,992	
① 国民健康保険事業特別会計	4,441	3,465	4,730	4,367	
② 後期高齢者医療特別会計	196	162	0	625	
③ 介護保険サービス事業特別会計	0	0	0	0	
(3) 公営企業会計	8,760	0	9,642	9,337	
① 簡易水道事業特別会計	8,760	0	9,642	9,337	
② 下水道事業特別会計	0	0	0	0	

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要
(4) 標準財政規模	2,046,439	2,133,396	2,324,775	2,308,944	
うち臨時財政対策債	53,222	51,806	66,152	17,028	

(単位：%)

(5) 実質赤字比率 (1) / (4)	— ▲ 2.57	— ▲ 1.70	— ▲ 6.05	— ▲ 8.72	
(6) 連結実質収支額 (1) + (2) + (3)	66,136	39,911	155,224	215,825	
(7) 連結実質赤字比率 (6) / (4)	— ▲ 3.23	— ▲ 1.87	— ▲ 6.67	— ▲ 9.34	

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は指標なし

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」を負の値で参考表示

実質赤字額比率 $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (1)}}{\text{標準財政規模 (4)}}$ 【 早期健全化基準 15% / 財政再生基準 20% 】
--

連結実質赤字比率 $\frac{\text{連結実質赤字額 (6)}}{\text{標準財政規模 (4)}}$ 【 早期健全化基準 20% / 財政再生基準 30% 】

5 実質公債費比率の推移

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要
(1) 地方債の元利償還金	412,094	422,497	463,069	470,028	
(2) 準元利償還金	163,950	161,563	155,501	136,575	
① 公営企業の地方債償還に充てられる繰入金	146,420	145,592	139,498	129,511	
② 一部事務組合等の地方債償還に充てられる負担金	17,530	15,971	15,946	7,064	
③ 公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0	0	
④ 一時借入金利子	0	0	57	0	
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	37,520	36,346	35,561	36,149	
① 公営住宅使用料	25,001	23,796	23,796	24,081	
② 都市計画税	12,519	12,550	11,765	12,023	
③ その他	0	0	0	45	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額	403,641	396,193	409,023	411,253	
① 元利償還金分	319,844	320,011	339,570	134,576	
② 準元利償還金分	83,797	76,182	69,453	276,677	
(5) 標準財政規模	2,046,439	2,133,396	2,324,775	2,308,944	
うち臨時財政対策債	53,222	51,806	66,152	17,028	

(単位：%)

(6) 実質公債費比率（単年度）	8.2	8.7	9.1	8.4	
(7) 実質公債費比率（3カ年平均）	9.1	8.7	8.6	8.7	

$\text{実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$ <p style="text-align: center;">【 早期健全化基準 25% / 財政再生基準 35% 】</p>
--

6 将来負担比率の推移

(単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要
(1) 将来負担額	5,780,643	6,216,044	6,870,881	6,699,158	
① 地方債の現在高	3,823,523	4,337,498	5,223,611	4,978,342	
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	
③ 公営企業債等繰入見込額	1,489,265	1,402,927	1,306,732	1,208,236	
④ 一部事務組合等負担等見込額	51,460	32,178	21,621	146,896	
⑤ 退職手当負担見込額	416,395	443,441	318,917	365,684	
(2) 充当可能財源等	6,005,207	6,320,505	6,836,845	6,914,357	
① 充当可能基金	2,021,802	2,270,602	2,503,560	2,866,942	
② 充当可能特定財源	484,369	442,543	416,297	376,526	
うち都市計画税	143,893	128,905	116,961	107,257	
③ 基準財政需要額算入見込額	3,499,036	3,607,360	3,916,988	3,670,889	
(3) 標準財政規模	2,046,439	2,133,396	2,324,775	2,308,944	
うち臨時財政対策債	53,222	51,806	66,152	17,028	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額	403,641	396,193	409,023	411,634	

(単位：%)

(5) 将来負担比率	— △ 13.6	— △ 6.0	1.7	— △ 11.3	
------------	-------------	------------	-----	-------------	--

将来負担比率	=	$\frac{(1) - (2)}{(3) - (4)}$
		【 早期健全化基準 350% / 財政再生基準 なし 】

7 資金不足比率の推移

□ 簡易水道事業（法非適用企業）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 [(1) + (2) + (3)] - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	101,645	89,677	80,396	98,211	
① 水道料金	96,431	84,308	74,453	92,071	
② 受託工事収益に相当する収入	4,183	4,463	5,251	5,149	
③ その他営業収益に相当する収入	1,031	906	692	991	
(7) 受託工事収益に相当する収入	4,183	4,463	5,251	5,149	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	97,462	85,214	75,145	93,062	
(9) 資金不足比率 (5) / (8)	0.00	0.00	0.00	0.00	

※ 資金不足額が負の値の場合「資金不足なし=資金剰余」で、「資金不足比率 (%)」は指標なし

※ 資金不足なしの場合、「資金不足比率 (%)」を負の値で参考表示

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$ 【 経営健全化基準 20% 】

□ 公共下水道事業（法非適用企業）

（単位：千円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 [(1) + (2) + (3)] - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	30,868	28,474	26,065	31,844	
① 下水道使用料	30,801	28,414	26,009	31,801	
② 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
③ その他営業収益に相当する収入	67	60	56	43	
(7) 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	30,868	28,474	26,065	31,844	
(9) 資金不足比率 (5) / (8)	0.00	0.00	0.00	0.00	

（単位：%）

資金不足比率 = $\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$ 【 経営健全化基準 20% 】
